

○神戸市スポーツ推進審議会条例

昭和37年3月28日

条例第39号

改正 平成23年11月11日条例第13号

平成31年3月29日条例第34号

(附則)

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき，本市に神戸市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は，スポーツ基本法第35条前段の規定に基づき意見を述べるほか，市長の諮問に応じて，スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの行事の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか，スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は，10人以内の委員で組織する。

第4条 委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

- (1) スポーツに関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか，市長が特に必要があると認める者

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(施行細目の委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月11日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第34号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。